



青木の風

生きる 創る そして輝く

学校だより 7月号

令和5年6月30日

横浜市立青木小学校

ご存じですか？自転車ルール改正

副校長 神田 記子

夏至が過ぎ、1年で最も昼の長い時期となりました。梅雨時ではありますが、夏を感じさせる暑さが続いています。

中面にもありますが、先日、交通安全教室が開催されました。神奈川県警察署や交通安全協会、かながわ はまっこ隊（交通安全推進委員）の方々、PTCAの安全支援委員の皆さんにご協力いただき、1年生は道路の歩き方について、4年生は自転車の乗り方やルールについて学びました。

この交通安全教室は、毎年その年度の1年生と4年生に向けて開かれています。子どもたちにとっては、知っているつもりでもよく分かっていなかったことを確認したり、新しいルールについて教えていただいたりと、とても学びの多い時間となっています。

今年の1年生も、横断歩道をわたる時の「右を見て、左を見て、もう一度右を見て。」をしっかり覚えて、周りに気を付けて歩いていました。歩行者用の青信号が点滅したら、途中の人は早足で渡り、渡る前の人には渡らずに止まることも理解していました。

4年生は、自転車に乗る時の約束や危険性、点検の仕方について真剣に話を聞いていました。自転車も車両なので、「止まれ」の標識があるところでは止まることなどを聞き、驚いている児童もいました。

自転車に乗る際は、13歳未満は歩道を走ってもよいが、すぐに止まれる速さで走ることや、ヘルメットを着用しなければならないことは以前から言われていましたが、実は令和5年4月から、大人でもヘルメットの着用が努力義務になっています。これは、近年交通事故に占める自転車の関わっている割合が増加していること、自転車の死亡事故では犠牲者の56%が頭部に致命傷を負っていること、またヘルメットを着用していない場合、着用していた場合に比べて死亡率が2.1倍であることなどから、道路交通法が改正されたためです。

自転車のルールは、我々大人でも難しいところがあると思います。横浜市のHPには、「みんなのサイクルルールブック」など、わかりやすくまとめているものがあります。これを機会に、本校のHPにもリンクを貼っておこうと思います。ご家庭で、お子さんと一緒に車両としてのルールを確かめていただければ幸いです。